

令和3年度第1回東京都児童相談体制等検討部会 ＜議事要旨＞

1 会議概要

開催日時：令和3年6月28日（月曜日） 15時から17時まで
開催場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

2 議事内容

(1) 昨年度の概要と今年度の取組事項について事務局より説明

- ・昨年度の検討部会及び検討会で議論いただいた東京ルールの見直しについて、現在改正の手續中であり、今年度施行予定

(2) 区市町村職員短期派遣研修について事務局より説明

(3) 今年度の検討事項について、事務局より説明、意見交換を実施

ア 要保護児童等に関する情報共有システムについて

【主な内容・意見】

- ・都としては、「他の自治体に転居した事案のケース記録を転居先の自治体に情報提供する事務」、「行方不明となった事案に関して全国の児童相談所に通知する事務（CA 情報）」について9月1日から運用開始できるよう準備中。全国検索の対象となる児童については、法令上で明確に情報共有（収集・提供）が可能な虐待ケースのみを掲載予定。
- ・同じ児相内で班やチームが違うことでより詳細な経過記録が見られないというのは、場合によってはやりづらいので、都側の運用として、柔軟な対応を検討いただきたい。
- ・世田谷区では、児童記録票の更新について、当初、厚生労働省に確認した仕様（毎回記録票を一度全部削除して、もう一度全部載せる形）ができないと言われた。更新分、追加分、差分だけアップロードしてほしいと言われており、それを抽出するための既存システムの改修が課題である。
- ・都から厚労省に、次年度のシステム改修経費補助金の見込みを確認したところ、令和4年度についても、今のところ2分の1補助をする方向性で検討中ということだった。

イ リスク評価ツールについて

【主な内容・意見】

- ・今月中か7月上旬頃には、都の児童相談所に試行を依頼し、各区市町村にも同じタイミングで配付する。試行終了後、8月、9月頃に修正や最終版の配付等を行い、都側では10月以降本格実施をする予定であるため、区市町村にはぜひ積極的に御活用いただきたい。

ウ 連携方策の検討について

【主な内容・意見】

- ・児童センターと練馬区間の試行的な通告の振分けの実施については、現在、児童センター、練馬区と家庭支援課で調整中であり、調整がいたらこの場で御報告する。
- ・新宿区との共同モデルである新宿一時保護所が6月28日に開設した。
- ・台東区・中央区合同のサテライトオフィスを台東区の子供家庭支援センター内に作り、10月以降、事業実施予定。

エ テレビ会議システムについて

【主な内容・意見】

- ・各自治体の Web 会議等の実施状況や導入費用、セキュリティ、個人情報等に関する課題について共有した。
- ・都としては、独自に閉域網のシステムを開発したが、コロナ禍の中でクラウド型のオンライン Web 会議ツールも普及してきた。予算編成過程の中で来年度以降のテレビ会議システムの方針について検討していく。

オ 特別区児童相談所運営状況の共有について

【主な内容・意見】

- ・児童相談所を令和2年4月1日より開設した世田谷区、江戸川区、7月1日より開設した荒川区、令和3年4月1日より開設した港区よりそれぞれ状況を報告

カ 子供家庭支援センターの強化に向けた体制等の検討について

【主な内容・意見】

- ・昨年度の児福審で、子供家庭支援センターの相談体制の強化や要対協の体制機能強化について提言を受けた。その提言を踏まえ、この児童相談体制等検討部会の下に子供家庭支援センターの体制等検討ワーキングを設置し、区市町村と意見交換した上で検討していきたい。

→上記意見を踏まえて、調整を進め、次回検討部会で状況を報告、確認

令和3年度第2回東京都児童相談体制等検討部会 ＜議事要旨＞

1 会議概要

開催日時：令和3年11月2日（火曜日） 15時から17時まで
開催場所：オンライン会議

2 議事内容

(1) 子供家庭支援センターの心理専門支援員と児童相談所児童心理司との連絡会について事務局より説明

(2) 今年度の検討事項について、事務局より説明、意見交換を実施

ア 要保護児童等に関する情報共有システムについて

【主な内容・意見】

- ・事務局より、東京都児童相談所及び区立児童相談所は、「他の自治体に転居した事案のケース記録を転居先の自治体に情報提供する事務」、「行方不明となった事案に関して全国の児童相談所に通知する事務（CA情報）」について国通知に基づき令和3年9月1日から運用開始した旨報告
- ・事務局より、都は、要保護児童等情報共有システムへの児童記録票の登録を令和4年1月以降に予定しており、1月以降は全国検索及び区市町村との相互閲覧が可能となるよう準備中である旨報告
- ・事務局より、区市町村（児童相談所設置区除く）においては、要保護児童等情報共有システムへ児童記録票を登録している自治体は11月時点で2自治体である旨報告
- ・A区より、来年度の対応に向けて予算要求中である旨報告
- ・B区より、要保護児童等情報共有システムとの連携のメリットが見えないことや運用面で不明確な状況、二重での入力負担などから、現時点での対応は未定である旨報告
- ・C市より、児童相談のためのシステムが未整備であるため、要保護児童等情報共有システムへの対応も未定である旨報告
- ・D市より、連携の期限が示されておらず、国からも促進というレベルであるので、予算確保につなげるのが難しい状況

イ リスク評価ツール（アプリ）について

【主な内容・意見】

- ・事務局より、8月中旬から1か月程度、都児相及び区市町村でアプリを試行実施し、アンケートを行ったところ、円滑な運用に向けて改善すべき内容があったため、当初予定していた10月からの本格実施は延期することとした旨報告
- ・アンケートの概要
都：94名からの回答、区市町村：20自治体からの回答。主な意見については以下のとおり。

【都児相】

「ケースを見直すきっかけになった」、「経験が浅い職員でも丁寧なアセスメントを行うことができた」といった意見の一方で、閲覧性や操作性に課題があることやリスク評価結果がやや高めに出ること、同僚や上司との共有方法に関する課題があげられた

【区市町村】

- ・都児相と同様の内容のほか、当該自治体の情報セキュリティや個人情報の規定の関係で利用できなかったという課題があげられた
- ・児童相談センター委員より、改善に当たっては、児童相談所や子供家庭支援センターの現場職員の意見を聞いて対応するよう要望

ウ 連携方策の検討について

【主な内容・意見】

①都と練馬区の共同モデル事業

- ・事務局より、児童センターと練馬区との間で、共通のチェックリストを用いた通告振分けの試行（週2回）を8月からテレビ会議システムを使って開始した旨報告
- ・練馬区より、試行のため件数はまだ少ないが、東京ルールでは区に送致されないケースについて、チェックリストやケースの状況から区が初期対応機関となって寄り添い支援を迅速に行ったなどの効果があった一方で、区市町村送致の件数が増加している中、児童相談センターから練馬区へ振り分けられるケース数が増えるため、子ども家庭支援センターの体制強化やチェックリストの項目・内容の検討が必要である旨報告

②都と新宿区の共同モデル事業

- ・事務局より、新宿区との共同モデルである新宿一時保護所は、6月に開所し、徐々に入所者数を増やしてきており、現在では定員（12名）どおりで運営している旨報告
- ・児童相談センター委員より、新宿区は都との連携強化事業も実施しており、児童相談センターの相談部門に管理職を派遣して、ケースワークにも関与し大きな効果をあげている旨報告

③都と台東区・中央区の共同モデル事業

- ・事務局及び台東区より、台東区・中央区合同のサテライトオフィスを台東区の子供家庭支援センター内に設置し、12月以降、事業実施予定である旨報告

エ テレビ会議システムについて

【主な内容・意見】

- ・事務局より、来年度以降のテレビ会議システムについては、**Microsoft Teams** に切り替える方針であり、情報セキュリティ、個人情報保護を徹底していくことで引き続き関係会議等を実施する旨報告

オ 特別区児童相談所運営状況の共有について

【主な内容・意見】

- ・世田谷区、江戸川区、荒川区、港区よりそれぞれ運営状況等を報告

カ 子供家庭支援センターの強化に向けた体制等の検討について

【主な内容・意見】

- ・同事業担当者より、令和3年度に開催した3回のワーキンググループについて、検討状況を報告

令和3年度第3回東京都児童相談体制等検討部会 ＜議事要旨＞

1 会議概要

開催日時：令和4年2月25日（金曜日） 15時から17時まで

開催場所：オンライン会議

2 議事内容

(1) 今年度の検討・取組事項について

ア 人事交流の強化について

①区市町村職員の都への長期派遣受入の実施

②区市町村職員の都への短期間の実習実施（子供家庭支援ワーカー及び虐待対策ワーカー短期派遣研修）

【主な内容】

- ・ 区市町村職員の都への長期派遣については、来年度も継続予定
- ・ 区市町村職員の都への短期間の実習については、今後アンケート結果も踏まえ、来年度も研修を実施予定

【主な意見】

- ・ 新しく異動してきた職員が参加し、児童相談所のことがよく分かったという報告があった。
- ・ 児童相談所によっては、実習内容が流動的であった。予め目的やねらいを明確にしてプログラムを設定した方が、より効果的なものになると思われる。

イ 人材育成の連携について

① 東京都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目拡大

② 経験や職種に応じて実践的な合同研修の充実

③ 研修のDVD貸出しや市町村部での研修開催

④ テレビ会議システムを活用した研修の検討

【主な内容】

- ・ 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により都児相職員研修が計画通りに実施できず、予定していた区市町村職員への研修開放や合同研修等についても未実施
- ・ 来年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難な可能性もあるため、オンライン研修の活用などを検討

ウ 保護者支援の協働について

①子供との関わり方を保護者へ指導する技法の集合研修（「Good Communication Model」）

②児童心理司と心理専門支援員の連携（定期的に連絡会を開催し意見交換を実施）

【主な内容】

- ・ 「子供との関わり方を保護者へ指導する技法の集合研修」については、今後アンケート結果も踏まえ、来年度も研修を実施予定
- ・ 児童心理司と心理専門支援員の連絡会については、今後アンケート結果も踏まえ、来年度も連絡会を開催予定

エ 保有施設の活用について

① 連携強化事業の実施（都児相に管理職を含めた区市町村職員を派遣するなど連携を強化）

② 新宿区との共同モデル（区の施設を活用し、都の児童相談所の一時保護所として活用するとともに人材育成の場としても活用）

③ 練馬区のサテライトオフィスにおける通告の振分けを実施

④ 台東区との共同モデル（区の子供家庭支援センター内に都児相のサテライトオフィスを

設置し連携を強化)

【主な内容】

- ・ 来年度も引き続き連携強化事業を実施
- ・ 新宿区との共同モデルである新宿一時保護所は定員どおりの本格運営となっており、来年度も引き続き運営
- ・ 練馬区のサテライトオフィスにて、通告内容に応じて初期対応機関を決める通告の振り分けを来年度も引き続き試行予定
- ・ 昨年12月、台東区の子供家庭支援センター内に、都の児童相談所のサテライトオフィスを設置した。来年度は、渋谷区の子供家庭支援センター内に、都の児童相談所のサテライトオフィスの設置予定。

【主な意見】

- ・ サテライトオフィスの設置により、都区で顔の見える関係となり、連携強化につながっている。

オ 情報共有方策の検討について

- ① 東京ルールで定めているリスクアセスメントシートを基に開発した東京都版リスク評価アプリを開発・導入
- ② 国が構築する「要保護児童等に関する情報共有システム」の活用に向けた検討
- ③ 関係機関のオンライン会議の実施方法等を検討

【主な内容】

- ・ リスク評価アプリの今年度の試行実施結果を踏まえ、操作性や閲覧性を向上させるための改修を実施。来年度は都児相向けにWebアプリ化の改修を行う。
- ・ 要保護児童等情報共有システムについて、令和3年9月から全国児童相談所のケース移管業務や行方不明児童の情報発信等について全国的に利用開始。一方で、児童情報登録や区市町村の利用ルール等が定められていないことから各自治体の参加、登録状況にはバラつきがある状況。国に対し、自治体のシステム改修経費補助の継続や区市町村利用ルール等について要望するとともに、区市町村に対しては都の運用状況等を情報提供していく。

【主な意見】

- ・ リスク評価アプリについては、児童相談所のリスクアセスメントや虐待進行管理において活用すべきことから、本アプリの改修を速やかに行い、進行管理の運用と合わせて令和4年度は統一的な運用とされたい。

カ 東京ルールについて

国の調査研究等を踏まえたリスクアセスメントシート等の見直し

【主な内容】

- ・ 令和2年度の検討結果をとりまとめ東京ルール及びガイドラインを改正

【主な意見】

- ・ 児童相談所から区市町村への送致や区市町村指導委託等が令和元年10月から開始され、約2年半が経過している、各児相、各自治体における実施状況の振り返りや評価を行われたい。

(2) 特別区児童相談所運営状況の共有について

【主な内容】

- ・ 江戸川区より運営状況等を報告

(3) 都立児童相談所の設置について

【主な内容】

- ・ 国は昨年7月、児童相談所の設置基準を政令等で新たに設定しており、管轄人口が100万人を超える児童相談所は、新設等による管轄区域の見直しが求められている。

- ・ このため都は、児童相談センターの管轄内で最も人口が多い練馬区に児童相談所を設置することとし、来年度、設計に着手する。
- ・ 多摩地域については、新たな児童相談所の設置に向け、施設規模や設置場所、設置形態等に関する調査を実施し、それを踏まえ施設の基本計画等につなげる。

【主な意見】

- ・ 児童相談所業務は特別区だけではできないので、都区が協力して都全体の子供たちのために何が一番よいのか議論を進めるべき。
- ・ 都全体の相談体制については、本検討部会と検討会において、今後ご意見をいただきながら議論していきたい。設置区との議論・やり取りについては広域調整や設置区との意見交換の場を活用したい。

(4) 子供家庭支援センターの体制等検討 WG について

【主な内容】

子供家庭支援センターの在宅サービスについて、第4回～第5回のワーキングにおける以下の検討内容を報告。

<WG 第4回、第5回>

ア 在宅支援サービスを取り巻く状況

- ① 養育支援訪問事業
 - ・ 訪問家庭数の増加
 - ・ 自治体ごとの利用条件
 - ・ 実施要綱の改正（平成 29 年）
- ② ショートステイ
 - ・ 利用日数の増加
 - ・ 理由別の利用日数
 - ・ 関連事業の活用状況

イ 議論のとりまとめ

- ① 養育支援訪問事業
 - ・ 育児家事援助を担う人材の確保・育成
 - ・ 家庭訪問における工夫
 - ・ 訪問対象家庭の範囲と選定基準
- ② ショートステイ
 - ・ 受入体制の確保
 - ・ 利便性の向上と多様なニーズへの対応
 - ・ 要支援家庭への利用促進
- ③ その他
 - ・ 社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）における議論に関する意見

(5) 来年度の検討事項及びスケジュール

【主な内容】

来年度の検討事項は「連携方策の検討」「特別区児童相談所運営状況の共有」「児童相談所の管轄区域」「要保護児童等情報共有システムの導入に向けての検討」の4つとする

⇒上記、報告及び検討結果に対する意見を踏まえ、児童相談体制等検討会で、今年度の取組実施状況及び来年度の検討事項の報告を行う